

香川県条例第16号

理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例及び美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

(理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第1条 理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な措置) 第3条 略</p> <p>(1) 理容所は、<u>理容所（当該理容所と同一の場所で開設される美容所を含む。）</u>以外の場所と隔壁等で区画すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な措置) 第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理容所は、理容所以外の場所と隔壁等で区画すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第2条 美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(美容所について講ずべき衛生上必要な措置) 第3条 略</p> <p>(1) 美容所は、<u>美容所（当該美容所と同一の場所で開設される理容所を含む。）</u>以外の場所と隔壁等で区画すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(美容所について講ずべき衛生上必要な措置) 第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容所は、美容所以外の場所と隔壁等で区画すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。